

令和6年

春の火災予防運動

実施要綱

「火を消して 不安を消して つなぐ未来」

(2023年度 全国統一防火標語)

秋田市消防本部

令和6年春の火災予防運動実施要綱

1 目的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

2 期間

令和6年4月7日(日)から4月13日(土)まで

3 運動の重点

- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 乾燥時および強風時の火災発生防止対策の推進
- (3) 放火火災防止対策の推進
- (4) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (5) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- (6) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
- (7) 林野火災予防対策の推進
- (8) 地震火災対策の推進

4 推進事項

(1) 家庭では

- ア 寝たばこは絶対にせず、布団や枕、パジャマは防炎品を使用しましょう。
- イ ストーブの取扱いに注意しましょう。
- ウ 寝たきり又は一人暮らしの高齢者、身体の不自由な方々を住宅火災から守りましょう。
- エ 住宅用火災警報器の設置を徹底し、定期的に作動確認および電池が切れていないか確認するとともに、設置から10年以上経過したものについては本体交換を行うなど適切な維持管理に努めましょう。
- オ 家のまわりには燃えやすいものを置かないようにしましょう。
- カ 乾燥時および強風時の火の取扱いには十分に注意しましょう。
- キ 電気器具、配線・配管を正しく使用し、老朽化した物は早めに交換しましょう。
- ク 消火器等の破裂による事故を防止するため、古くなったもの、サビ、変形、塗装の剥離のあるもの、耐用年数の過ぎたものは更新しましょう。

(2) 職場では

ア 飲食店では、こんろ使用中の監視人配置、排気ダクトの定期的な清掃を行いましょ。また、消火器具を設置しましょ。

特に、木造建築物の密集する地域等では火気設備等の適正な取扱いについて徹底しましょ。

イ 防火管理者を選任し、消防計画に基づき消火訓練や避難訓練を実施しましょ。

ウ 外国人来訪者に配慮し、避難誘導等の多言語化および文字等による視覚化を実施しましょ。

エ 消防用設備等は常に点検整備を行い、いつでも使えるようにしましょ。

また、点検を行った場合は、法令で定められている期日までに管轄の消防署へ点検結果報告書を提出しましょ。

オ 「適マーク」・「防火基準点検済証」・「防火優良認定証」の確認をしましょ。

(3) 地域では

ア 火災予防や住宅用火災警報器に関する広報活動を積極的に行いましょ。

イ 幼年消防クラブ、火災予防組合、自主防災組織等による訓練および火災予防活動を実施しましょ。

ウ 消防団などと連携をし、高齢者宅への住宅用火災警報器の設置徹底と適切な維持管理を呼びかけましょ。

エ 寝たきり又は一人暮らしの高齢者、身体の不自由な方々等の地域ぐるみの避難協力体制を確立しましょ。

オ 放火を防ぐための取組についての話し合いをしましょ。

5 実施事項

(1) 広報等

ア 消防本部

(ア) 関係部局および関係団体への協力依頼

(イ) マスメディアの活用

(ウ) ポスター、チラシの配布

イ 消防署

(ア) 住宅用火災警報器の設置状況等調査

(イ) のぼり旗、ポスター等の掲出

(ウ) 車両による巡回広報

(エ) その他署長が必要とする事項

ウ 消防団

(ア) 住宅防火用チラシの配付

(イ) のぼり旗、ポスター等の掲出

(ウ) 車両による巡回広報

広報例「こちらは〇〇分団です。ただいま、春の火災予防運動実施中
です。消防法によりすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けら
れています。点検ボタンなどで作動状況を確認しておきましょう。まだ設置
されていないかたはご家族の安全安心のため、設置しましょう。」

(2) 立入検査

ア 消防署

(ア) 消防用設備等に重大な違反が認められた防火対象物で、改修指定期日等
を超過したもの

(イ) 消防法第8条第1項の防火管理に関する規定に違反している防火対象物

(ウ) 特定一階段等防火対象物で消防法令違反が認められるもの

(エ) スプリンクラー設備、屋内消火栓設備および自動火災報知設備の設置が
義務づけられている防火対象物のうち、特定防火対象物は2年以上、非特
定防火対象物は4年以上の長期間にわたり点検が実施されていないもの

(オ) その他、署長が特に必要と認めるもの

(3) 消防施設の点検整備

ア 消防本部

消防団機械器具置場(水防倉庫を含む)の点検

イ 消防署

消防水利の維持管理

ウ 消防団

(ア) 消防機械器具の機能点検および置場の整理清掃

(イ) 消防水利の確認

(4) 訓練

ア 消防署

(ア) 事業所等に対する訓練指導

(イ) 消防団との連携訓練

イ 消防団

駆け付け訓練、放水訓練

6 その他

(1) 違反対象物に係る公表制度の周知を図る。

(2) 防火優良認定証および防火基準点検済証(防火セーフティマーク)ならびに
防火対象物に係る表示制度(適マーク)の周知を図る。

住宅防火 いのちを守る 10のポイント
—— 4つの習慣・6つの対策 ——

〈4つの習慣〉

- 寝たばこは絶対にしない、させない。
- ストープの周りに燃えやすいものを置かない。
- こんろを使うときは火のそばを離れない。
- コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

〈6つの対策〉

- 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防炎品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

春の火災予防運動

「火を消して 不安を消して つなぐ未来」



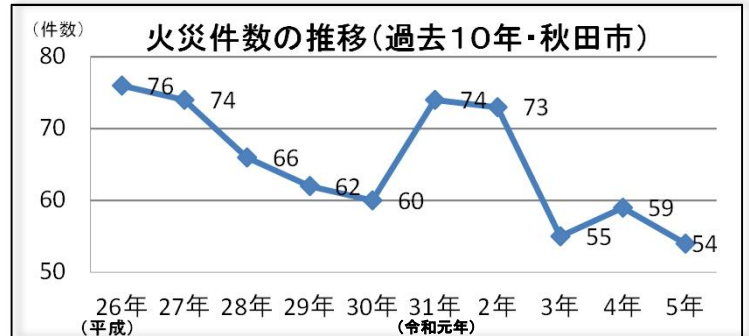
令和6年4月7日(日) ~ 4月13日(土)

春の火災予防運動の目的

火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図ることで、火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的として、毎年この時期に実施しています。

火災の件数

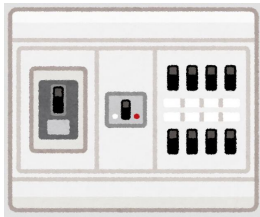
秋田市内において、令和5年中に発生した火災は54件で、前年に比べ5件減少しました。今後も火災予防についてご協力をお願いします。



火災の原因

秋田市で令和5年中に発生した火災の原因で多いものは...

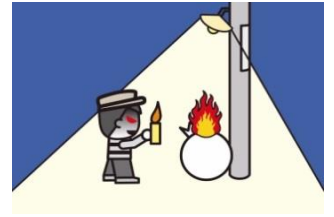
「電気機器」



「こんろ」



「放火」



電気に起因した火災が増えています。上記に加えて「たばこやストーブ」による火災も発生しています。また、放火による火災も毎年発生しておりますので、家の周囲に燃えやすいものを置かないようにしてください。

住宅防火10のポイント

住宅火災の発生を防ぎ、火災から命を守るためのポイントを確認してみましょう！

4つの習慣

- ・寝たばこは絶対にしない、させない。
- ・ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- ・こんろを使うときは火のそばを離れない。
- ・コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。



6つの対策

- ・火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- ・火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- ・火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- ・お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- ・防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。



高齢者を火災から守るために

近年、全国では住宅火災によって毎年900人前後の方が亡くなっています。その半数が「逃げ遅れ」で、死者の7割以上を65歳以上の高齢者が占めています。住宅火災の発生や逃げ遅れを防ぎ、命を守るために、日頃から取り組むべき「住宅防火10のポイント」に注意し、火災予防に努めましょう。

住宅用火災警報器は定期的に点検を！！

住宅用火災警報器の寿命は約10年です。適切な維持管理をしましょう！

住宅用火災警報器の維持管理について

定期的な作動確認



点検ボタンを押すか点検ひもをひっぱり、定期的な作動確認をしましょう。

※春と秋の火災予防運動が目安です

作動確認をしても警報器に反応がなければ、本体の故障か電池切れです。警報器の本体または電池を交換しましょう。

古くなったら交換



火災警報以外の警報が鳴った場合

本体の故障か電池切れです。警報器の本体または電池を交換しましょう。

すべての住宅に設置することが義務付けられています！

秋田市消防団

※春の火災予防運動期間中、消防職員や消防団員が住宅を戸別に訪問し、火災予防思想の普及啓発活動を実施します。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

～ 春の火災予防運動に関するお問い合わせ先 ～

秋田市消防本部 予防課 823-4247

秋田消防署 823-4100 土崎消防署 845-0285

城東消防署 832-3404 秋田南消防署 839-9551

火災予防や住宅用火災警報器に関する詳しい内容は、秋田市消防本部のホームページにも掲載しています。

ポスターの種類

シール貼り付け箇所



日本防火・危機管理促進協会
のポスター

器具置場へ配付

火災予防運動終了後、
シールを張り付けて使用可能
(シールを添付します)



全国消防協会のポスター

希望枚数を配付

火災予防運動終了後は取り外し
(各分団で廃棄をお願いします)

問い合わせ先
予防課 823-4247

春の火災予防運動

—2024—



一般財団法人
全国消防協会



各分団配付数

分団名	チラシ	ポスター	
		全国消防協会 (適所掲示用)	日本防火・危機管理促進協会 (置場掲示用)
金 足	650	15	11
上 新 城	400	5	4
下 新 城	1100	10	6
飯 島	600	5	4
外 旭 川	360	6	6
土 崎 北	150	5	3
土 崎 南	150	5	2
寺 内	150	5	4
旭 川	250	7	6
城 東	150	5	4
保 戸 野	50	5	1
秋 田 東	150	5	2
秋 田 中 央	100	3	2
秋 田 旭	150	5	1
川 尻	0	10	1
牛 島	100	5	1
太 平	730	12	12
下 北 手	150	7	7
上 北 手	370	8	7
新 屋	400	5	2
仁 井 田	150	5	5
四 ツ 小 屋	500	5	5
浜 田	150	5	3
豊 岩	250	5	5
下 浜	500	4	4
河 辺 第 一	500	11	11
河 辺 第 二	400	8	8
河 辺 第 三	550	4	4
雄 和 第 一	250	7	2
雄 和 第 二	250	5	3
雄 和 第 三	200	5	3
雄 和 第 四	900	6	6
合 計	10760	203	145